

序 章

はじめに

1. 計画策定の目的
2. 計画の位置付け

1. 計画策定の目的

平成20(2008)年、我が国は前年までの人口増から一転、人口減となり、人口減少社会に突入しました。国全体で見れば、人口は東京圏への一極集中で、地方での人口減少が顕著になってきています。また、国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」とする。)の「日本の将来推計人口(平成29年推計)」の出生中位(死亡中位)推計によると、令和22(2040)年代頃には毎年90万人程度の減少スピードにまで加速し、このまま人口が推移すると、令和42(2060)年の総人口は約9,300万人にまで落ち込むと推計されています。

このような状況の中、人口減少の克服と地方創生をあわせて行うことにより、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的に、平成26(2014)年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定・施行され、翌12月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されました。さらに、これまでの取組の成果と課題を踏まえて、令和元(2019)年12月には「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン(令和元年改訂版)」及び「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されました。

このように、全国的に人口減少が加速度的に進むと予測されている中、沖縄県全体では人口増加が続いており、名護市においても沖縄県全体と同様に人口が増加し続けています。

しかし、社人研の将来人口推計によると、名護市の人口は今後も微増で推移するものの、令和12(2030)年をピークに減少に転じることが予測されています。また、市街地から離れた地域ではすでに人口が減少しており、今後、その傾向は一層強まることが予測されます。このため、人口減少となっている地域においては、人口減少を食い止めるための課題解消の検討及び施策の展開を行うとともに、その他の地域においては人口維持に向けた施策の展開が求められています。

このような状況を踏まえ、「第2期名護市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」は、名護市における人口動向や産業の現状分析、地域別の現状や市民等の意向の把握を行い、将来人口を推計し、令和27(2045)年における目標人口の設定を行うものです。

また、「第2期名護市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」で位置づけた人口の将来展望の実現に向け、若年世代等の雇用の確保・創出、子育て環境の充実等を行うために、基本目標と具体的な取組を位置づける「第2期名護市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を行います。なお、SDGsの視点を加えるとともに、関係人口の創出・拡大や新しい時代の流れを力にした取組等の観点から施策の拡充を図ります。

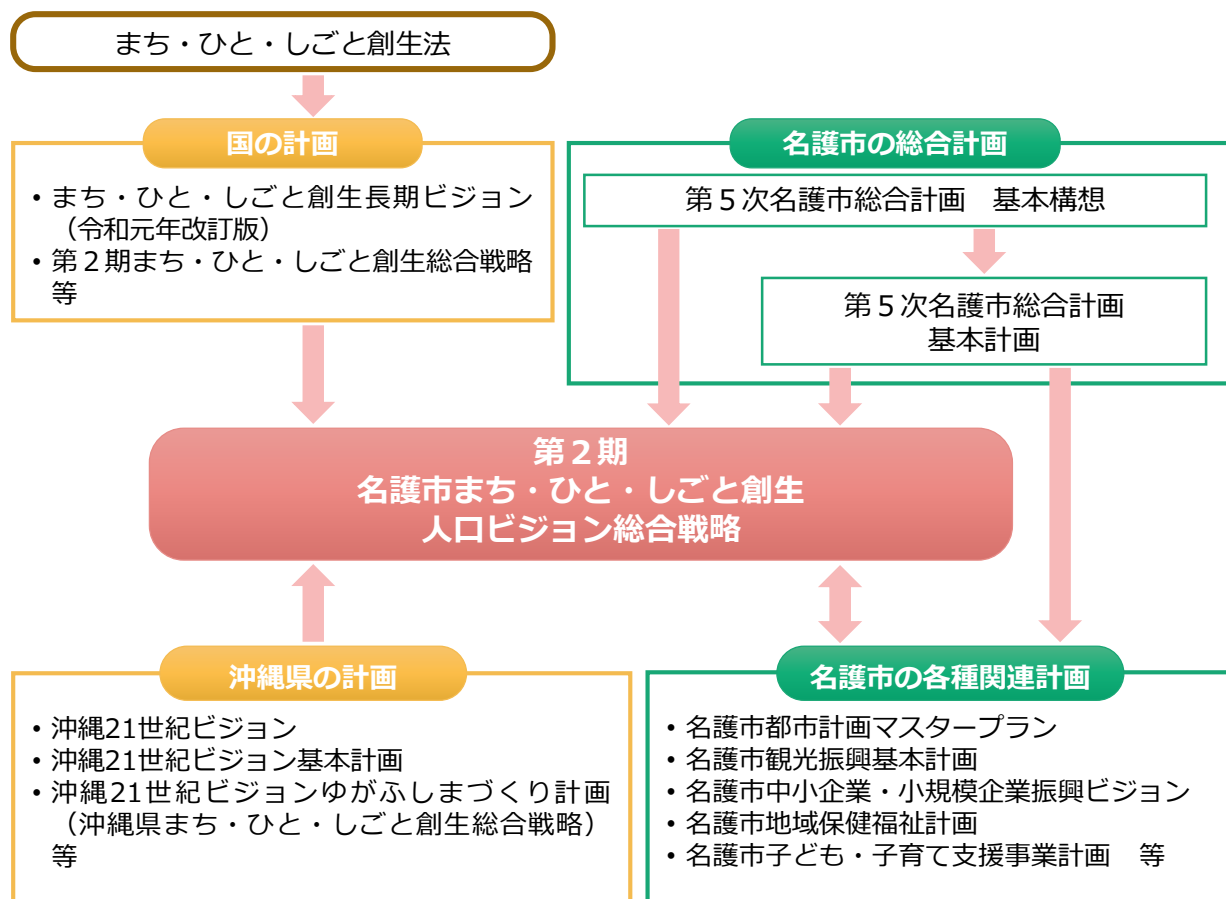
2. 計画の位置付け

1) 計画の位置付け

第2期名護市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンは、名護市における人口の現状を分析し、今後、目指すべき将来の方向と人口の展望を示すものであり、まち・ひと・しごと創生の実現に向けた効果的な施策を企画立案するための重要な基礎として位置づけられるものです。

また、第2期名護市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」及び「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案しつつ、「沖縄21世紀ビジョンゆがふしまづくり計画（沖縄県まち・ひと・しごと創生総合戦略）」、「沖縄21世紀ビジョン」など沖縄県の計画、名護市の最上位計画である「第5次名護市総合計画」を踏まえ、定めるものです。

図-計画の位置づけ



2) 対象期間および計画期間

第2期名護市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの対象期間は、社人研の将来人口推計に合わせ、令和27(2045)年を基本とします。

第2期名護市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間は、3年(令和4(2022)年度～令和6(2024)年度)とします。

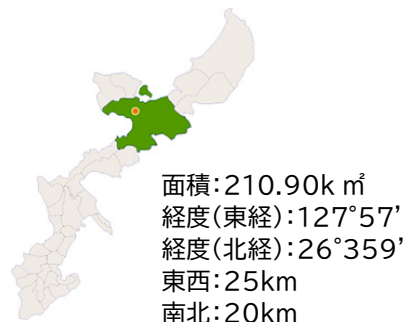
3. 名護市の概要

1) 名護市の概要

名護市の位置は、沖縄本島北部に位置し、総面積 210.90 平方キロメートルで沖縄県の総面積(2,280.99 平方キロメートル)の約 9%を占め、竹富町、石垣市に次いで県下 3 番目の広大な面積を有しています。

名護市の地形は、標高 300m～400m級の多野岳、名護岳、久志岳が北東から南西に走り、それらの山々を水源とする多くの河川が太平洋と東シナ海に注いでいます。また、沖縄本島から西側へ突き出した本部半島には嘉津宇岳、八重岳等の本部山地があり、その両者に挟まれた位置に台地や低地が広がり、北は屋我地島に囲まれた羽地内海、南は名護湾となっています。

名護市域には多くの河川が存在し、概して急勾配の短小ですが水量に恵まれ、県内の重要な上水供給源となっているだけでなく、生物の生息の場として、自然のシステムの中で山と海をつなぐ循環系の役割も果たしています。名護市の海岸は、東シナ海及び太平洋の2大面に面し、長く変化に富んでいます。海域にはサンゴ礁が発達し、外側に自然の防波堤、内側には豊かな生態系を育み、沖縄の自然風土を形づくる大切な要素であるイノーが形成されています。海岸部は観光・レクリエーション資源としても高く評価されています。



2) 沿革

行政区域については、以下のように変遷しています。

年	具体的な動き
明治 41(1908)年	国頭郡が島嶼町村制を施行し、名護・羽地・久志の 3 間切が、名護村・羽地村・久志村になる。
大正 12(1923)年	久志村の北部地域が東村として分立する。
大正 13(1924)年	名護村が町制を施行し、名護町が発足する。
昭和 21(1946)年	名護町から北西部地域(屋部・宇茂佐・中山・旭川・勝山・山入端・安和)が屋部村として分立する。また、羽地村から屋我地島地域(屋我・我部・饒平名・済井出・運天原)が屋我地村として分立する。
昭和 45(1970)年	名護町・羽地村・屋部村・久志村・屋我地村の5町村が合併し、名護市が誕生する。

3) 名護市章・名護市のシンボル

名護市章は、頭文字「ナ」を飛び立つ鳩に形どり名護市の永遠の平和とかぎりない飛躍を象徴しています。あおみどりは自然の環境の中で豊かな人間性を養う市民の願いを表わしています。

名護市のシンボルは、昭和48(1973)年8月1日、市制3周年を記念し7件が制定されました。

名護市章



名護市のシンボル

